

## 利用料金の免除基準

免除の対象	免除する額
<p>1 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15 歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該 15 歳未満の者）</p> <p>2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>3 知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（知的障がい者又は知的障がい児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障がい者又は知的障がい児）</p> <p>4 施設の在職証明書、諸控除のための障がいの状態に関する証明書、診断書等の書類を有し、上記の 1 から 3 に掲げる者と同等以上の障がいがあると指定管理者（公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団）が認める者</p> <p>5 上記の 1 から 4 までに掲げる者の介護を行う者</p>	全 額
<p>6 岩手県又は岩手県教育委員会若しくは盛岡市又は盛岡市教育委員会が主催する障がい者と健常者との交流スポーツ大会</p>	全 額
<p>7 子育て応援パスポート交付規則（令和 2 年岩手県規則第 53 号）第 3 条の規定に定める者が利用するとき</p>	全 額
<p>8 岩手県又は岩手県教育委員会若しくは盛岡市又は盛岡市教育委員会が主催する障がい者スポーツ大会参加関係者</p>	全 額

（注 1） 上記に関わらず、興行のため使用する場合及び入場料を徴収する場合は、免除しないものとする。

（注 2） 貸切使用等で使用者の半数以上が身体障がい者等である場合は、利用料金の全額を免除する。

（注 3） 上記 5 の介護を行う者の数は、原則として、身体障がい者等 1 人につき 1 人とする。